

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係） 新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目	Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目
Ⅱ－３ 事務運営	Ⅱ－３ 事務運営
Ⅱ－３－１ システムリスク	Ⅱ－３－１ システムリスク
Ⅱ－３－１－１ システムリスク管理	Ⅱ－３－１－１ システムリスク管理
Ⅱ－３－１－１－３ 監督手法・対応	Ⅱ－３－１－１－３ 監督手法・対応
(1) (略)	(1) (略)
(2) 障害発生時	(2) 障害発生時
① 財務局が別途通知する前払式支払手段発行者の IC 型又はサーバ型前払式支払手段についてコンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識した場合、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、 <u>次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。</u>	① 財務局が別途通知する前払式支払手段発行者の IC 型又はサーバ型前払式支払手段についてコンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識した場合、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、 <u>「障害発生等報告書」(別紙様式 1 の 1) にて当局宛て報告を求めるものとする。ただし、DDoS 攻撃事案の場合は「DDoS 攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。)) 別添様式 1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ 別添様式 2) による報告も可能とする。</u>
なお、 <u>b. 及び c. に掲げる事案の報告においては、個人データ等の</u>	なお、 <u>ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人デー</u>

改正案	現行
漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」参照）。 また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を行うこととする。 なお、財務局は前払式支払手段発行者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛てに連絡することとする。 <u>a. DDoS攻撃事案 DDoS攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）別添様式1）</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式2）</u> <u>c. 上記a. 及びb. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式3）</u> <u>（注1）経過措置</u> <u>令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（別紙様式1の1）による報告も可能とする。</u>	タ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」参照）。 また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。 なお、財務局は前払式支払手段発行者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。 <u>（新設）</u>

改正案	現行
(注2) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、前払式支払手段発行者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 前払式支払手段の発行若しくは利用の停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ロ. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の店舗においてシステム障害により前払式支払手段の利用ができなくなった場合であっても、近隣店舗によって対応が可能な場合）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ② (略) ③ (略) (3)～(4) (略)	(注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、前払式支払手段発行者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 前払式支払手段の発行若しくは利用の停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ロ. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の店舗においてシステム障害により前払式支払手段の利用ができなくなった場合であっても、近隣店舗によって対応が可能な場合）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ② (略) ③ (略) (3)～(4) (略)